

墨田区曳舟文化センター条例概要

1 目的

区民が集い、交流し、自主的に文化芸術活動を行う場を提供するとともに、演劇、伝統芸能その他の様々な芸術鑑賞の機会を設けることにより、文化性豊かなまちづくりに寄与するため、曳舟文化センター（以下「文化センター」という。）を公の施設として設置する。

2 位置

東京都墨田区京島一丁目38番11号

3 事業

- (1) 区民の文化芸術活動の促進に関すること。
- (2) 演劇、伝統芸能等の文化芸術の振興に関すること。
- (3) 文化センターの施設の利用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

4 施設

- (1) ホール
- (2) 楽屋
- (3) レクリエーションホール
- (4) 会議室
- (5) 和室
- (6) 茶室
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

5 開館時間等

- (1) 開館時間
午前9時から午後9時まで
- (2) 利用期間
施設の区分に応じ、墨田区規則で定める期間
- (3) 休館日
年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

6 利用料金の額（限度額）

区 分		利 用 料 金		
		午 前	午 後	夜 間
		午前9時から正午まで	午後1時から 午後4時30分まで	午後5時30分から 午後9時まで
ホール	平 日	18,000円	36,100円	45,100円
	土曜日・日 曜日・休日	21,700円	43,400円	54,300円
第 1	楽 屋	1,500円	1,500円	1,500円
第 2	楽 屋	1,200円	1,200円	1,200円
第 3	楽 屋	750円	750円	750円
レクリ エーシ ョンホ ール	平 日	9,900円	20,000円	25,000円
	土曜日・日 曜日・休日	12,100円	24,200円	30,300円
第 1	会 議 室	4,500円	5,100円	5,100円
第 2	会 議 室	1,800円	2,000円	2,000円
	和 室	4,600円	6,100円	6,100円
	茶 室	1,700円	2,200円	2,200円
	付 帯 設 備	7,800円	7,800円	7,800円

7 指定管理者による管理

文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合の業務の範囲、管理の基準その他必要な事項について定める。

8 施行期日等

令和4年1月1日

※ 指定管理者の指定の手續その他の準備行為等は、施行日前においても行うことができることとする。